

## CHAPTER ▶ I

はじめに

---

INTRODUCTION



## (1) 富士市事前都市復興計画とは

発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方等を定めた計画です。

## (2) 計画改定の背景

本市では、巨大地震の発生による甚大な被害からの迅速かつ着実な復興を実現するため、平成 28（2016）年 3 月に、市民・事業者・行政が復興まちづくりの目標や基本方針を共有する「復興ビジョン編」、復興の行動指針となる「復興プロセス編」で構成される「富士市事前都市復興計画」（以下「本計画」という）を策定し、市内各地域において復興まちづくり訓練を実施するなど、事前都市復興の推進に向けた様々な取組を行っています。

本計画策定以降、国による「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成 30（2018）年 7 月）」や「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和 5（2023）年 7 月）」の策定・公表に加え、本市においても、「第六次富士市総合計画（令和 4（2022）年 3 月）」や長期的な都市づくりの考え方等を示す「第三次富士市都市計画マスタープラン（令和 6（2024）年 3 月）」及び「富士市立地適正化計画（令和 6（2024）年 3 月）」の策定・改定を行いました。

また、近年では気候変動等によって、自然災害の激甚化・頻発化が顕著となっており、熊本地震や能登半島地震をはじめとした地震災害、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風といった大雨に起因する災害など、全国各地で大規模な自然災害が発生しています。このような中、令和 6（2024）年 8 月 8 日には宮崎県日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、防災・減災に対する意識も増々高まっています。

こうしたことから、国が示すガイドラインや新たに策定・改定した上位関連計画との整合を図るとともに、想定される自然災害へのリスク等を検証するなど、発災前から復興に向けた準備を行い、被災しても迅速かつ着実に復興を進めることができるよう、本計画の改定を行うものです。

### (3)計画の役割

#### 市民・事業者・行政の考えを反映した復興計画の早期策定につなげる

発災前から、復興に向けた基本的な考え方を市民・事業者・行政が共有し、復興の進め方や役割を理解することで、「復興計画」等の早期策定につなげることができます。

#### 「都市計画マスタープラン」に即した復興まちづくりを推進する

「都市計画マスタープラン」とは、本市の長期的な都市づくりの考え方等を示した計画です。発災によりまちづくりが停滞することが想定されますが、本計画を踏まえ、発災後の状況に応じた施策を展開することにより、発災後も「都市計画マスタープラン」に即したまちづくりを推進します。

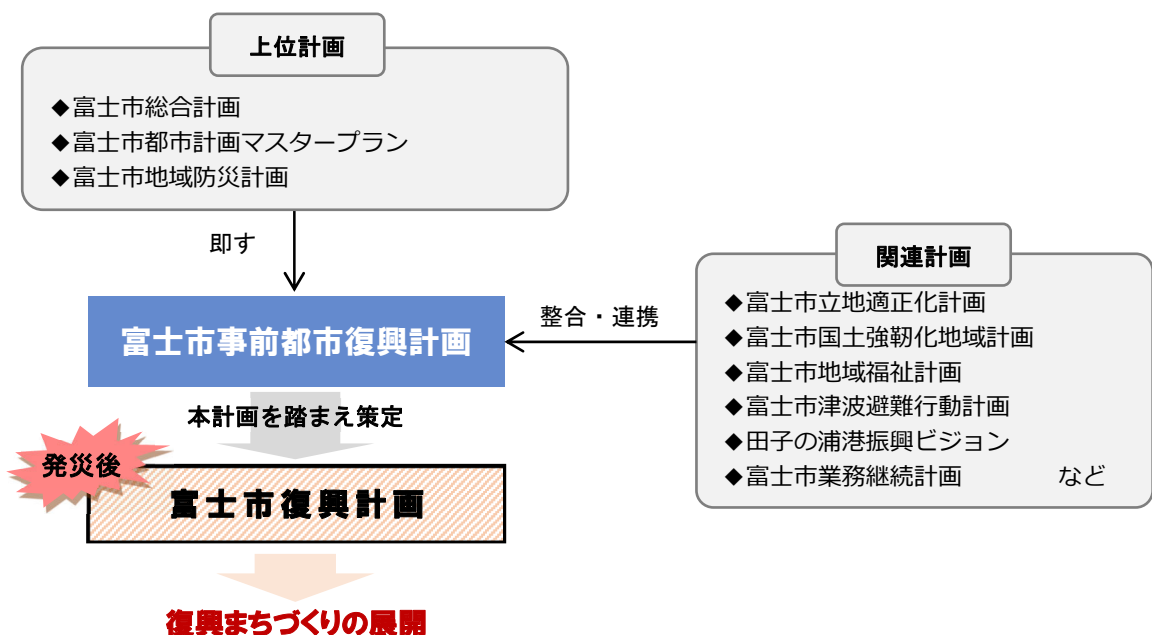
### (4)計画の位置付け

#### 「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「地域防災計画」を上位計画とし、関連計画と整合・連携を図る

本計画は、本市の総合的なまちづくりの指針である「富士市総合計画」、本市の都市づくりの方向性等について定めた「富士市都市計画マスタープラン」、本市の防災対策等について定めた「富士市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という）を上位計画とし、防災やまちづくり等について定めた各種関連計画と整合・連携を図って策定しています。

#### 発災後は、本計画を踏まえて「復興計画」を策定する

発災後に策定する「復興計画」については、本計画を踏まえ策定します。



## 2

## 事前都市復興計画の構成

本計画は、市民・事業者・行政が復興まちづくりの方向性を共有する「復興ビジョン編」、復興の進め方を示す「復興プロセス編」で構成します。

また、本計画をもとに行政職員向けとして、復興まちづくりに係る行政の業務内容や手順等を定める「富士市事前都市復興計画行動マニュアル」（別冊）（以下「行動マニュアル」という）を策定しています。

### 富士市事前都市復興計画

#### 復興ビジョン編

- 復興ビジョン編の概要
- 富士市の現状等
- 復興まちづくりの課題
- 復興まちづくりの基本理念
- 復興まちづくりの目標及び基本方針

「復興まちづくりの方向性を共有する」ことを大目的とし、発災後の復興まちづくりの目標や目標を達成するための基本方針等を示します。

#### 復興プロセス編

- 復興プロセス編の概要
- 復興まちづくりのながれ
- 復興まちづくりの体制
- 分野別の復興プロセス
- 復興まちづくりへの意識向上の取組

「市民・事業者と行政の協働による復興の進め方を共有する」ことを大目的とし、被災後の市民・事業者全体の行動指針となるよう、地域力を活かした復興まちづくりを行うための様々な仕組みや取組を示します。

#### 富士市事前都市復興計画行動マニュアル

- マニュアルの概要
- 被害状況等の把握
- 分野別の復興に係る業務・手順
- その他支援策

など

本計画で定めた内容を踏まえ、行政職員の行動計画として、復興まちづくりに係る行政の業務内容や手順等について定めます。

I

はじめに

II

III

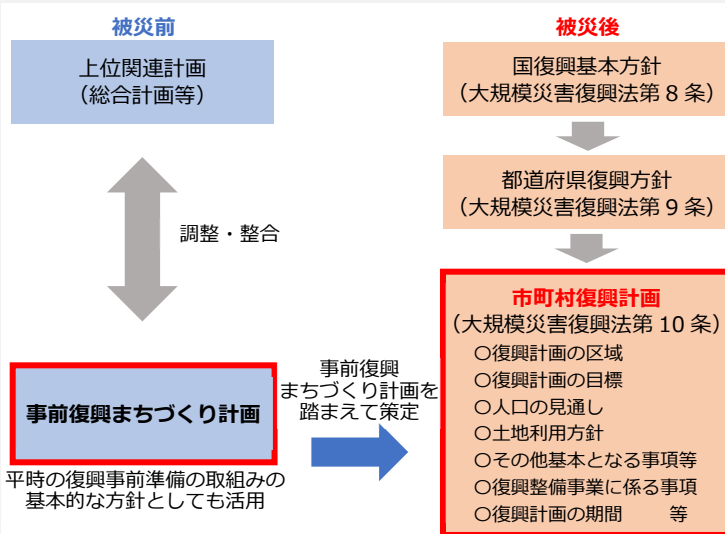
IV

## 【参考】復興計画とは

大規模な災害発生による被災後、大規模災害復興法に基づき、市町村は被災した自治体全域での復興に関する理念や目標、各種施策を総合的、体系的にとりまとめた復興計画を作成することができます。

この被災後の復興計画や復興まちづくり計画を策定する際、事前復興まちづくり計画（本計画）を踏まえることで速やかな計画策定や復興事業の着手につながります。

### 【事前復興まちづくり計画と大規模災害発生後に策定する計画の関係】



資料：事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（国土交通省）

## 【事例】石川県志賀町令和6年能登半島地震復興計画

志賀町令和6年能登半島地震復興計画は、「第2次志賀町総合計画（平成29年3月策定）」に掲げる将来像「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」の実現に向けて、各種計画に基づく事業と連携する計画とし、「石川県創造的復興プラン」（令和6年6月策定）を踏まえながら14施策、43取組項目、87プロジェクトを掲げ、復興を推進していくものとしています。

### 復興に向けた基本理念

能登半島地震から一日も早く町の姿を取り戻し、さらなる発展を遂げるため、本町の復興に向けた基本理念を『かえる、志賀町』と定めます。

この理念に基づき、復興の将来像や復興方針を定め、復興に向けた取組を推進します。

#### 『かえる、志賀町』

- **人が帰る（町民に帰ってきてもらう）**  
町外に避難の方が早期に安心して帰られるようにします。
- **元に戻る（正常な暮らしと生業を取り戻す）**  
震災前の正常な暮らしを取り戻し、生業を復活・再生します。
- **町を変える（新しい町を創造する）**  
町を元の姿に戻していく中で、持続可能な災害に強い社会基盤を整備するなど、新しい志賀町を創っていきます。

### 復興の将来像

本計画は、『創造的復興へ「暮らし・生業・社会基盤の再建」』を柱に、第2次志賀町総合計画に掲げる「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」の実現との整合を図り、将来像を定めます。

#### 創造的復興へ「暮らし・生業・社会基盤の再建」 — ふるさと再起動 シン\*・志賀町へ —

※「シン」には新・真・進・伸・深などの意味を込めています。

- **暮らしの再建**  
一日も早く正常な住民生活を取り戻し、希望をもって暮らすことのできる住みよい町
- **生業の再建**  
早期復旧による産業振興と雇用維持を図り、起業支援による新たな産業興しと働く場の確保による賑わいの町
- **社会基盤の再建**  
災害に備えて社会基盤の強靱化を図るとともに、防災に必要な施設整備を推進する強い町

資料：志賀町令和6年能登半島地震復興計画（概要版）